

(非公式訳)

投資委員会布告

第 6/2559 号

件名：フードイノベーション投資奨励措置

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号 件名：投資奨励政策および基準により、食品産業の研究開発およびイノベーションを促進し、産業連帯または生産協力をして、研究開発およびイノベーションの移転を行い、被奨励者と教育機関および研究所と協賛して人材開発を行うため、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り公布する。

第 1 項 仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の巻末の投資奨励対象業種表の 7 類に 7.9.1.8 フードイノベーション工業団地または工業区を追加し、下記のように業種、条件、恩典を定める。

業種	条件	恩典
7.9.1.8 フードイノベーション工業団地または工業区	<ol style="list-style-type: none">1. 科学技術省および投資委員会事務局の同意を得た地区であること。2. 商業的な研究開発をサポートできる科学、技術、およびイノベーションの基礎インフラを有すること。例えば、研究開発室、モデル工場、製造試運転用の場所、マーケットテスト用の場所（Living Lab）、民間向けの研究開発・イノベーションセンター用のレンタルスペースなど。3. 研究開発・イノベーションに必要なツールを整えた中央試験場（Central Lab）を有し、民間の研究開発・イノベーション活動をサポートするために、そのツールの担当技術者（Technician）を有すること。4. 当地区に入居した者への便宜を図るために、会議室、セミナー室、通信システム、予備電源システムなどの施設を有すること。5. 法律に則した廃水・廃棄物処理システムを有すること。	A1

第2項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の巻末の投資奨励対象業種表に、フードイノベーション工業団地または工業区に立地する奨励対象業種を以下の通り定める。

- 業種 1.2 植物または動物の品種改良 (バイオテクノロジー事業の範囲外の場合)
- 業種 3.9 創造的な製品設計・開発サービス
- 業種 7.11 研究開発
- 業種 7.12 バイオテクノロジー (Biotechnology)
 - 7.12.1 バイオテクノロジーを使用した種子の研究開発および/または製造、または植物、動物、微生物の育種
 - 7.12.2 バイオテクノロジーを使用した薬品の研究開発および/または製造
 - 7.12.3 医療、農業、食品、環境の診断キットの研究開発および/または製造
 - 7.12.4 微生物、動物、植物の細胞を使用した分子生物学、生物学的活性物質の研究開発および/または製造
 - 7.12.5 バイオ製品の製造、および/または品質検査・管理、実験、研究開発に用いられる原材料および/または必要資材の製造
 - 7.12.6 バイオ物質の検査・分析、および/または合成、および/または品質管理、および/または確認サービス
- 業種 7.13 エンジニアリングデザインサービス
- 業種 7.14 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)
- 業種 7.15 計測器校正サービス (Calibration)
- 業種 7.19 人材開発

第3項 第2項の業種にフードイノベーション投資奨励措置に基づく下記の恩典を付与すると定める。

3.1 スーパークラスター型投資奨励政策の恩典を付与する場合

条件

- (1) クラスター型特別経済開発区に立地する教育機関、研究機関、中核的研究拠点 (Center Of Excellence) と下記の形態で協力すること。
 - 人材流動性 (Talent Mobility)、職業統合学習 (Work-integrated Learning)、デュアルシステムもしくは産学協同教育事業または
 - 投資委員会が同意した人材または技術開発協力
- (2) 仏暦 2559 年 (2016 年) 12 月 30 日までに奨励申請書を提出すること。

(3) 仏暦 2560 年 (2017 年) 12 月 31 日までに収入を発生させること。必要がある場合、投資委員会事務局は適切な時期に順延を検討する。

恩典

(1) 8 年間にわたり、法人所得税を免除する。但し、免除金額の上限は仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に基づく対象の業種となる。

(2) 法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり、投資による純利益から法人所得税を 50%減税する。

(3) その他の恩典は仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に基づき、付与する。

3.2 一般投資奨励政策に基づく恩典を付与する場合

(1) 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に基づき、恩典を付与する。

(2) 法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり、投資による純利益から法人所得税を 50%減税する。

第 4 項 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号 件名：投資奨励政策および基準の 8.3 に基づき、科学技術省が開発したフードイノベーション工業団地または工業区 (Food Innopolis) は投資委員会が同意した科学技術パーク (Science and Technology Park) と定める。

仏暦 2559 年 (2016 年) 2 月 29 日より有効となる。

発布日：仏暦 2559 年 (2016 年) 4 月 11 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオチャ)
投資委員会委員長